

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(平成24年1月18日公平委員会規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置の要求等)

第2条 職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果とるべき措置については、御所市公平委員会の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年御所市公平委員会規則第1号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。